

2014年11月12日

消費者庁食品表示企画課 意見募集担当 様

栄養素等表示基準値及び栄養機能食品に係る食品表示基準（案）についての意見

日本生活協同組合連合会

栄養素等表示基準値及び栄養機能食品に係る食品表示基準（案）について、下記の意見を提出いたします。

WHO（世界保健機関）は2004年に「食事、運動と健康に関する世界戦略」を発表し、その中で栄養成分表示について、消費者が健康的な選択ができるよう、正確で、標準化された、わかりやすい情報が求められるとしています。また、消費者庁の栄養成分表示検討会においても、非感染性疾患の予防の観点から、栄養成分表示の重要性について述べられているところです。

一方で、日本においてはこの間、機能性食品の研究開発や新たな機能性表示制度等に関する施策が脚光を浴びています。

日本政府は、日本人の健康を支える根幹となる健康・栄養政策の立案、実施、またそのために必要となる基礎情報の拡充のための調査研究、研究者の育成といった課題にこそ、マンパワー、予算を割いて検討していくべきと考えます。その上で、日本の健康・栄養政策と密接に関係する栄養成分表示の普及と活用に向けた施策についても検証をし、適宜、見直しをかけていくべきと考えます。

記

1. 栄養素等表示基準値の設定および改定は、消費者委員会食品表示部会ではなく、食事摂取基準の策定に携わる専門家を参集した検討会において公開のもとで検討すべき事項と考えます

栄養素等表示基準値、すなわちコーデックス栄養表示ガイドライン（CAC/GL 2-1985）における Nutrient Reference Value (NRV) に相当する値の設定および改定は、食品表示の基準値設定という一面のみならず、事業者および消費者に対して、基準値の意味や設定の考え方を普及し、それにより栄養成分表示がより有効に活用され、健康の維持・増進に寄与する等の目的を有しており、健康・栄養政策における重要な検討事項のひとつと考えます。しかし、これまでは厚生労働科学研究や消費者庁の調査事業として検討されており、その重要性が高く認められているとは言えません。

また、改定の検討が非公開の場で行われるために、検討過程や判断が不明確で、基準値を利用するものに意義や考え方が十分に伝わっていないと思われます。日本人の

食事摂取基準（2010年版）の策定を受けて栄養素等表示基準値の改定を検討したと思われる厚生労働科学研究の報告書においては、「日本人の食事摂取基準 2010年版が策定されたことに伴い、現行のNRV、すなわち栄養素等食事摂取基準値を見直す必要がある」との記述がありますが、第33回消費者委員会食品表示部会の資料5（p.7）では、「専門家を交えて数値の改定について検討されたが、改定の必要性は低いと判断された」とあり、厚生労働科学研究成果がどのように取り扱われたのかが不明確です。

健康・栄養政策に密接に関わる栄養素等表示基準値の意義と考え方を普及する、さらには栄養成分表示の活用を推進するという観点、またコーデックスにおいては今後、必要量に基づくNRV以外に、非感染性疾患のリスクに関するNRV（NRVs-NCD）の設定が検討されることを考慮すると、栄養素等表示基準値の改定は、栄養学、医学等の複数の専門家によって構成される検討会において検討すべき事項であり、その検討過程も含めて、公開の場で議論されるべきと考えます。

一案として、栄養素等表示基準値の設定、改定については、厚生労働省「日本人の食事摂取基準」策定検討会へ諮問することを提案します。

参考資料

[1] 厚生労働科学研究補助金「健康食品における安全性確保を目的とした基準等作成のための行政的研究」平成21年度 総括・分担研究報告書 平成19年度～21年度 総合研究報告, 2010

2. 栄養素等表示基準値の算出指標を推定平均必要量から目標量または推奨量に変更することに賛同します

現行の「栄養素等表示基準値」は、食事摂取基準の推定平均必要量をもとに算出されたもので、その意味については、「個人が食品を購入する際に参考とする栄養素含有量の表示の基準値であり、各個人の摂取すべき必要量ではなく、基準量でもありません」と説明されてきました。そのため、1日に必要な栄養素の目安と捉えることができず、事業者にとっては活用しづらく、消費者にとっても理解しにくい基準値であったと思われます。

今回示された栄養素等表示基準値は、食事摂取基準の目標量や推奨量を算出指標にして設定されており、一般の集団に属する人にとって、1日の摂取が望まれる栄養素の量のおおよその目安として利用できるものと理解します。

不特定多数に対して販売される食品の表示において、栄養素等表示基準値を「1日分」の目安として利用できることは意義深いことであり、栄養素等表示基準値の算出指標の変更について、賛同します。

3. 幼児、小児向けの食品において栄養素等表示基準値を利用する場合や、任意の栄養参照量を設定、表示する場合の具体的な方法を示してください

今回の改定により、栄養素等表示基準値の適用対象は18歳以上となり、栄養機能食品においては栄養素等表示基準値の対象年齢（18歳以上）および基準熱量（2200 kcal）に関する文言を表示することとなります（食品表示基準第7条 栄養機能食品に係る栄養成分の機能 1-九）。

一方で、幼児、小児向けとして販売されている栄養機能食品の菓子等があります。これらの容器包装には、対象となる栄養成分について栄養素等表示基準値に占める割合が表示されますが、栄養素等表示基準値の算出対象と当該食品の利用対象とは齟齬があります。

このような場合に、幼児、小児に対しても栄養素等表示基準値をおおよその目安として利用するという考え方や、「日本人の食事摂取基準」に立ち返り、特定の性・年齢階級を対象とした値を任意に設定し、栄養素等表示基準値とあわせて表示するという方法をとることが考えられます。しかし、目安となる値が、事業者ごとに異なった考え方で設定されると混乱を招くおそれがあります。

幼児、小児を対象とする栄養機能食品等において栄養素等表示基準値を利用する場合や、任意の栄養参照量を設定、表示する場合の具体的な方法について、通知等で示してください。

4. 一般の食品においても栄養素等表示基準値が活用されるような施策を推進してください

栄養素等表示基準値は、強調表示の基準値、栄養機能食品に係る表示に活用されています。しかし、強調表示をしていない商品、栄養機能食品ではない一般の食品であっても、栄養素等表示基準値に占める割合を表示することは、当該食品に含まれる栄養成分の量の程度を理解するものさしとなり、消費者にとって栄養成分表示の活用の推進につながると考えます。

米国の栄養成分表示では、各栄養素の含有量について NRV と同様の概念である Daily Value (DV) に占める割合 (%DV) の表示を義務付けており、2014年3月に公表された新たな表示案では、%DV の値がより際立つような表示様式への変更が提案されているところです。

日本においてもこのような表示が望まれますが、各事業者が独自の表示様式を採用すると、消費者の理解を妨げることにもなりかねません。

消費者庁は、一般食品の栄養成分表示においても、栄養素等表示基準値の活用を検討するとともに、その場合の標準化した表示様式を提案してください。

参考資料

[2] 米国 FDA, Food Labeling: Revision of the Nutrition and Supplement Facts Labels, 79 FR 11879 (2014-03-03)

5. 鉄の栄養素等表示基準値は再検討すべきと考えます

今回示された鉄の栄養素等表示基準値（6.8 mg）は、「月経なし」の女性の推奨量を算出対象として設定されたものと思われます。

しかし、新たな栄養素等表示基準値は、一般の集団に属する人が1日に摂取することが望まれる栄養素のおおよその目安として利用するものであり、日本人において多数を占めるとされる「月経あり」の女性を除外して算出するのは適切ではないと考えます。

なお、鉄についてコーデックスの NRV は 14 mg、米国の DV は 18 mg であり、いずれも月経ありの女性を考慮した値と思われます。仮に、女性のうち 18~49 歳について、日本人の食事摂取基準（2015 年版）から「月経あり」の推奨量を用いた場合、基準値は 7.8 mg となると思われます。

鉄の栄養素等表示基準値の算出対象や、このように性差、個体差の大きい栄養素の基準値設定の際の考え方について、改めて調査事業の検討委員やその他の専門家の意見を聞き、再検討すべきと考えます。

参考資料

[3] 玉田太郎, 本邦女性の閉経年齢 日本産科婦人科学会雑誌, 47(9), 947-952, 1995

以上